

事前に
ご相談ください

(65歳以上の高齢者の皆様へ) 住宅のバリアフリー化の費用を助成します

西郷村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

◆事業概要

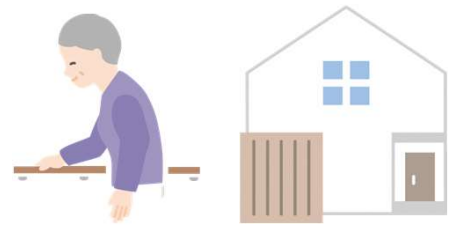
高齢者等が住み慣れた住宅で、転倒等を防ぎ、自立と介護の負担軽減並びに在宅福祉の向上を図るために、住宅改修を実施する者へ改修工事費の一部を助成します。

◆対象となる方(次の①～③のすべてに該当する方が対象となります。)

- ① 西郷村内に住所を有し、現に居住していること
- ② 下記の i)、ii) のいずれかに該当する方
 - i) 満65歳以上の方
 - ii) 要支援・要介護認定を受けている満40歳以上の方
- ③ 介護保険料の滞納が無いこと

◆対象の工事(介護保険サービスの住宅改修制度に準じた工事となります。)

1. 手すりの取付
2. 段差の解消
3. 滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え(例:和式から洋式)
6. 1～5の住宅改修に付帯して必要な工事



◆助成額(要支援・要介護認定の有無によって助成額が変わります)

高齢者一人あたり住宅改修費20万円を上限として設定し、改修費用の2割(要支援・要介護認定を受けている方は、介護保険負担割合証の負担割合)を自己負担していただきます。

なお、助成は累計で上限額の20万円に到達するまで何回も受けることができます。

本人の状態	自己負担額	助成限度額
要支援・介護認定を受けていない場合	助成対象経費の2割の金額	最大16万円
要支援・介護認定を受けている場合	介護保険負担割合証の負担割合の金額	最大14～18万円

例: 自己負担割合が2割の場合

改修費: 10万円するとき 自己負担額: 2万円 助成額: 8万円

改修費: 20万円するとき 自己負担額: 4万円 助成額: 16万円

改修費: 25万円するとき 自己負担額: 9万円 助成額: 16万円

◆お問い合わせ

■事業の概要・手続き方法・必要書類について

○西郷村役場 社会福祉課
高齢者支援・介護保険グループ

☎0248-25-3910

■住宅改修をしたいとき

○西郷村 地域包括支援センター

☎0248-25-5121

所在地: 西郷村大字熊倉字折口原40番地(西郷村総合庁舎内)

※要介護認定を受けている方については、担当のケアマネジャーにご相談ください

◆基本的な手続きの流れ

西郷村では、利用者は利用者負担分のみを施工業者に支払い、残りを村から事業者へ直接支払いを行う「受領委任払い」方式を行っています。手続きは原則施工業者が高齢者に代わり、代行で行うこととなります。

相談

- ・事前に西郷村地域包括支援センターにご相談ください。
業者が決まっていない場合には、地域包括支援センターでご紹介することもできます。

訪問

- ・村と包括の職員がご自宅を訪問し、対象者の身体状況と改修箇所の確認を行います。

申請

- ・施工業者が本人に代わり、下記の書類を提出します。
①申請書 ②住宅改修が必要な理由書（包括／ケアマネが作成）③工事内訳書
④改修前の写真 ⑤住宅の見取図 ⑥住宅改修承諾書（住宅所有者と申請者が異なる場合）
⑦見積書（原本） ⑧使用材料のカタログの写し

決定

- ・申請書受理後、内容を審査し、社会福祉課から施工業者に交付決定通知書を送付します。
施工業者は、決定通知が届いたら、着手届を提出し、工事を行ってください。

検査

- ・工事完了後、改修費用の自己負担分を施工業者にお支払いください。
施工業者より下記の書類が提出された後、村職員が完了検査のためご自宅を再度訪問します。
①完了届 ②完了報告書 ③自己負担分の領収書の写し ④改修後の完成写真
⑤工事内訳書 ⑥請求書

支払

- ・検査終了後、施工業者に村負担分の助成金をお支払いします。

◆注意事項

- ① 下記の場合には対象となりませんのでご注意ください。
 - ・事前申請手続きの承認を受けていない場合。
着工前に必ず申請し、村の決定を受けてください。
 - ・生活するうえで「必要不可欠」な改修と認められない場合
 - ・老朽化や故障の場合
 - ・一時的に身を寄せている住宅の改修の場合
 - ・新築や増築の住宅改修の場合
- ② 工事内容に助成対象外の工事が伴う場合には、適切に事業該当部分の経費を算出してください。
- ③ ひとつの工事に複数の助成事業を利用することはできません。
- ④ 自分自身で工事を行う場合には、**材料費のみ助成対象**となります。
- ⑤ 要支援・要介護認定を受けている方は、原則、介護保険サービスの住宅改修制度の利用が優先となります。担当のケアマネジャーにご相談ください。
- ⑥ 事業についてご不明な点等ございましたら、社会福祉課までご連絡ください。

